

平成 22 年 12 月 ● 日

報道関係各位

東京都青少年健全育成条例改正に関して

一般社団法人日本動画協会
理事長 布 川 郁 司

周知のとおり、東京都の青少年健全育成条例改正案が、今月 15 日、都議会本会議で可決、成立しました。

本件都条例の改正においては、アニメーションの表現内容も規制対象とされています。ところが、その規制の対象や要件は曖昧であり、憲法で保証された表現の自由の精神に照らして大きな問題があるものと言わざるを得ません。

しかも、本件都条例改正により規制表現の対象となったアニメーションの制作を行っているアニメーション制作会社は、映像表現者として表現の自由を我が憲法上保障されたものであり、その業界団体である当協会に対して告知やヒアリングがなされることが、憲法の定める適正手続の保障の見地からは必要であるにもかかわらず、かかる手続も一切なされることなく、一方的に法案が可決されてしまいました。従って、当協会としましては、本件都条例改正を極めて遺憾に思っております。

そして、同じく本件都条例改正の規制対象とされた漫画に関しまして、コミック 10 社会が、本件都条例改正に抗議と反対の意を表明されています。

これは、漫画家の表現の自由を守ろうという見地からのものであって極めて正当なものである上に、本件都条例改正の規制内容が曖昧であり、適正な手続も欠如している現況下においては、当協会としましては、コミック 10 社会による抗議・反対の意の表明に賛同し、これを支持するものであります。

なお、コミック 10 社会は、「東京国際アニメフェア 2011」への協力・参加を断固拒否する旨を発表されています。

東京国際アニメフェアは、世界中に日本のアニメーションの価値を伝え、評価を高めた実績を持つ素晴らしいイベントであると、当協会は考えております。

しかし、コミック 10 社会の不参加と協力拒否により、「東京国際アニメフェア 2011」は参加社の大幅な減少等により、これまでのようなクオリティを保つことが極めて困難であり、来場者の期待に応えうるものとなるか微妙な状況です。

当協会は、東京国際アニメフェアの事務局を受任しているものに過ぎず、主催者ということはありませんので、イベントを実行するか中止をするかの判断を下す立場には

ございません。

しかし、アニメーションを愛するファンの皆様が多くがこのような事態を大変残念に思われていることと同様に、長年東京国際アニメフェアの事務局を務めてきた当協会としまして無念でないことを、皆様にご理解賜りたく存じます。

以上